資　料

食品中の放射性物質の最近の検出状況

令和８年７月

消　費　者　庁
食品安全委員会
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省

目次

１　食品中の放射性物質への対応　　２～６

２　検査の仕組み　　７～１２

３　生産段階の安全確保の取組　　１３～１５

４　検査の結果　　１６～２４

1　食品中の放射性物質への対応①

□ 基準値を超える食品が流通しないよう、検査を実施し、結果に基づき、出荷制限を実施

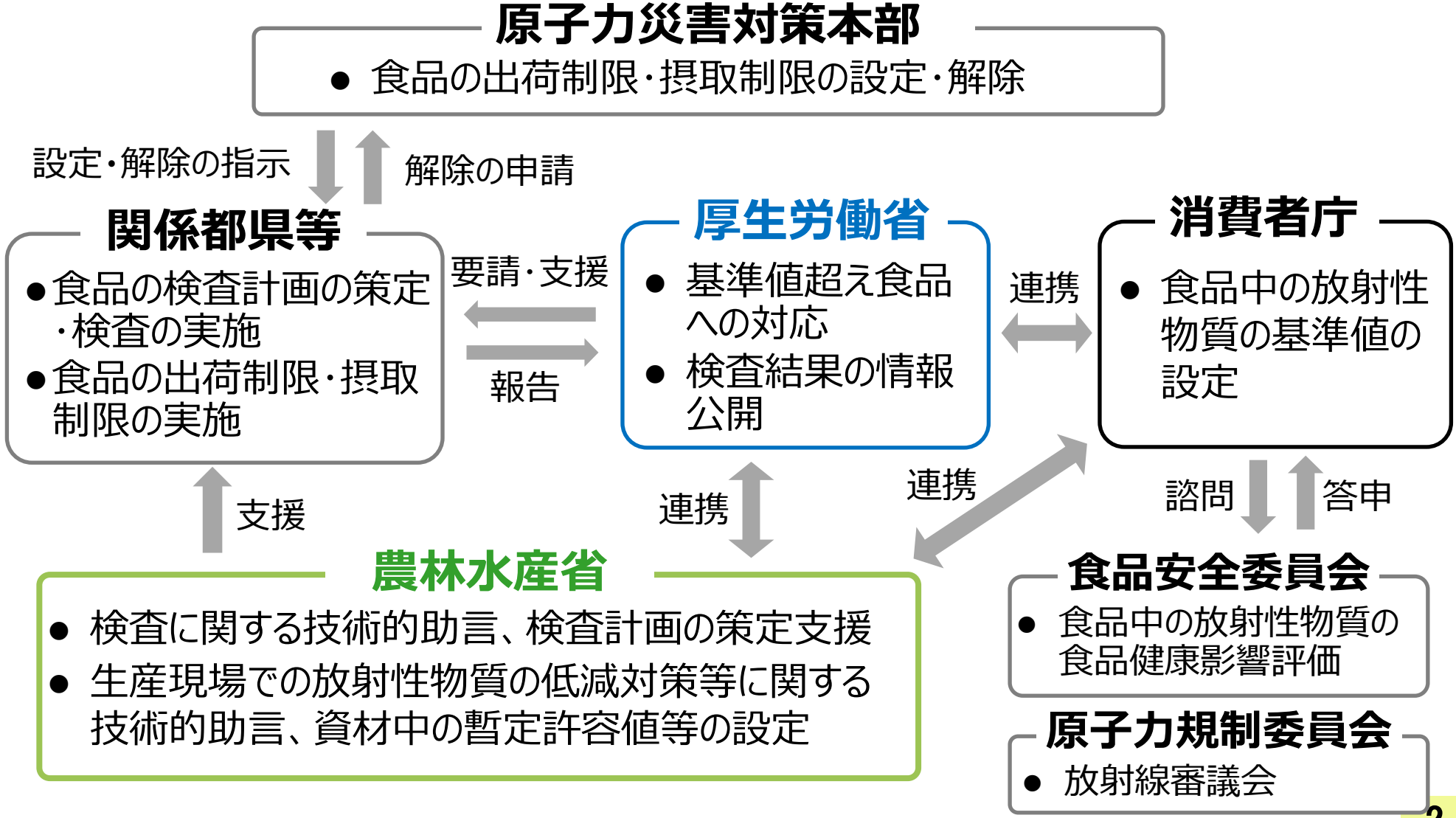

1　食品中の放射性物質への対応②

食品中の放射性物質の現行の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量１ミリシーベルト**(介入線量レベル)を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

※FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）が共同で設置した、国際的な食品規格を策定する政府間機関

食品から受ける線量（人体への影響）の上限

↓

年間線量１ミリシーベルト

食品１kgあたりの量に換算

放射性セシウムの基準値

（平成24年4月～現在）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位：ベクレル/kg)

1　食品中の放射性物質への対応③

□ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）

・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和８年３月30日に改正
・国が検査対象自治体、対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省

・検査対象自治体に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
（検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知）
・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和８年２月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

●対象自治体：17都県
●対象品目
- 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（野生のきのこ類・山菜類　等）
- 飼養管理の影響を大きく受ける品目（乳、牛肉）
- 生産資材への影響の状況から、検査が必要な品目（原木きのこ類）
- 水産物
- 出荷制限の解除後の品目　等

●対象区域・検査頻度：放射性セシウムの検出状況、品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71976.html

1　食品中の放射性物質への対応④

□ 出荷制限・摂取制限（基準値を上回ったときの対応）

- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- このうち、著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 区域は、県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

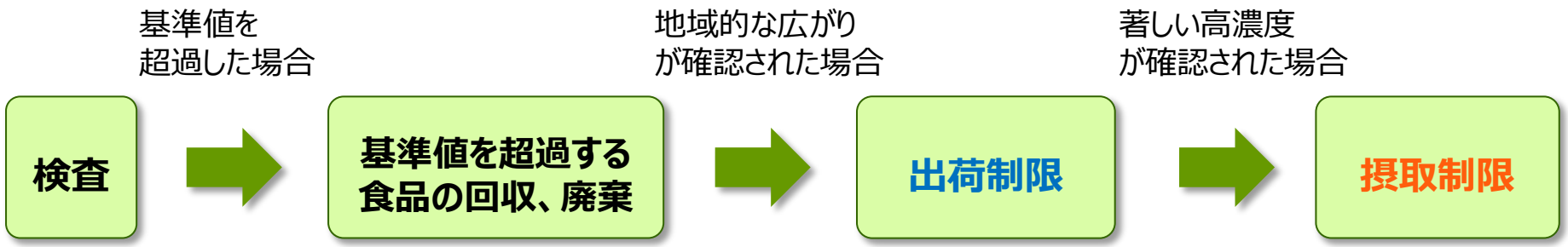

*検査は主として出荷前の段階において実施されている。
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

1　食品中の放射性物質への対応⑤

□ 出荷制限の解除

- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該県からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ県内を複数区域に分割が可能。

解除に向けた検査

直近１か月以内の検査結果が、１市町村当たり３か所以上、すべて基準値以下など。

→

出荷制限の解除

出荷制限の一部解除（当該区域の出荷制限は維持）

出荷・検査体制の構築

基準値を超える食品が出荷されない体制※が構築されていることが確認できる場合

→

出荷制限の一部解除

※　県が定めた出荷・検査方針により、対象品目を適切に管理・検査する体制が整備され、全数検査により基準値を下回ったものを出荷する等

2　検査の仕組み①

ロ ガイドラインに基づき、関係都県において検査を実施

- **検査対象自治体（17都県）**

  青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

- **検査対象品目の分類**

栽培/飼養管理が可能な品目群	野菜類・いも類、果実類・種実類、米、麦類、豆類・雑穀類、肉類、卵類、原乳、茶（飲用状態）、菌床きのこ類（栽培）、山菜類等（栽培）
原木きのこ類※	原木きのこ類
栽培/飼養管理が困難な品目群	きのこ類（野生）、山菜類等（野生）、野生鳥獣の肉類、水産物、はちみつ

※原木きのこ類は、栽培/飼養管理が可能な品目であるものの、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある

2　検査の仕組み②

ロ 検査の合理化及び効率化

- **放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的**

- **栽培/飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では、放射性物質の検出状況が大きく異なる**

（基準値超過の割合：令和７年４月～令和８年３月※）

栽培/飼養管理が可能な品目群　　０点／約１万１千点

困難な品目群　　74点／約２万２千点

※出荷前に実施された検査結果

栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化

（参考）　検査対象自治体及び検査対象品目①

◘ 検査対象品目毎に検査対象自治体を定める

栽培/飼養管理が可能な品目群 （原木きのこ類を除く）	直近３年間で、基準値の1/2の超過が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体 （他の都県も必要に応じて実施）
原木きのこ類	17都県で実施
栽培/飼養管理が困難な品目群	

※検査対象自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。

（参考）　検査対象自治体及び検査対象品目②

□栽培/飼養管理が可能な品目群（原木きのこ類を除く）

● 検査対象自治体

直近３年間の検査結果に基づき、基準値の１／２を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体

● 検査対象品目及びその対象自治体

	宮城県	福島県
野菜類等	○	－
果実類・種実類	－	○
米	－	■

直近1年間（令和７年４月１日から令和８年２月28日まで）の検査結果等に基づき分類

○ ： 基準値の１／２の超過が検出されたもの（基準値超過が検出されたものを除く。）。
■ ： 別途、検査対象となっているもの。
－ ：直近１年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県（一定の要件を満たす場合を除く。）において実施する。

（参考）　検査対象自治体及び検査対象品目③

ロ原木きのこ類

● 検査対象自治体

生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

● 検査対象品目及びその対象自治体

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのこ類	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

直近１年間（令和７年４月１日から令和８年２月28日まで）の検査結果等に基づき分類

○ ： 基準値の１／２の超過が検出されたもの（基準値超過が検出されたものを除く。）。

△ ： 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

（参考）　検査対象自治体及び検査対象品目④

□栽培/飼養管理が困難な品目群

● 検査対象自治体

管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

● 検査対象品目及びその対象自治体

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ類・山菜類等	○	◎	□	◎	◎	○	□	□	□	□	□	□	□	◎	◎	◎	○
	野生鳥獣の肉類	□	○	○	◎	□	◎	○	□	◎	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	－	－	－	□	－	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
基準値1/2超の品目	野生のきのこ類・山菜類等	□	○	□	○	□	□	□	□	○	□	□	□	□	□	□	○	□
	野生鳥獣の肉類	□	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	－	－	－	□	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

直近１年間（令和７年４月１日から令和８年２月28日まで）の検査結果等に基づき分類

◎：基準値超過が検出されたもの。

○：基準値の１／２の超過が検出されたもの（基準値超過が検出されたものを除く。）。

□：対象品目の管理の困難性（野生のきのこ類・山菜類等）、移動性（野生鳥獣の肉類）、出荷制限の設定状況等（水産物）を考慮し検査が必要なもの。

－：直近１年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

3　生産段階の安全確保の取組①

□ 品目ごとの特性に応じて、安全確保の取組を実施

出荷を行う品目

栽培/飼養管理が可能なもの

栽培/飼養管理が困難なもの

低減対策の実施

- 農地の除染
- 吸収抑制対策
- 資材・飼料の暫定許容値設定・管理
- 果樹・茶等の改植・剪定等による低減対策　など

安全管理体制の構築

- 検査結果が安定して基準値を下回ることの事前確認
- 出荷・検査方針の策定　など

検査

基準値を超過した場合

出荷

回収・廃棄
出荷制限等

3　生産段階の安全確保の取組②

ロ カリ施肥による稲の吸収抑制対策

- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

土壌中のカリウム濃度を
適正に管理

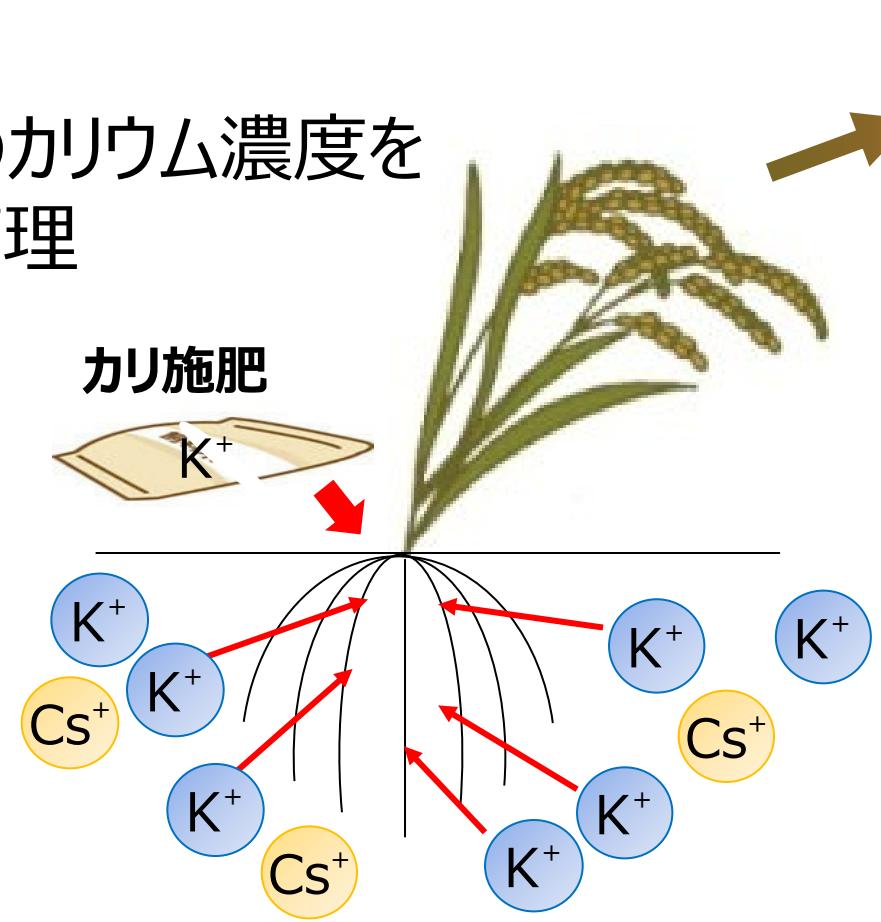

放射性セシウムの
吸収は抑制される

3　生産段階の安全確保の取組③

ロ きのこ等の特用林産物の安全確保対策

- 原木きのこ等の栽培管理

具体的な取組

- 安全なきのこ原木※の確保　※放射性セシウムの指標値　50 Bq/kg
  （きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング）
- きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
- ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
- 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及

- 野生のきのこや山菜類等の管理・検査体制の整備

具体的な取組

- 生産者や直売所等に対し、出荷制限区域等の情報提供
- 全量検査を行うための非破壊検査機器の導入

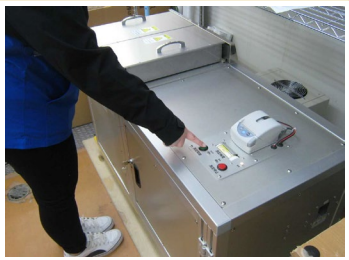

４　検査の結果①

ロ 検査結果の集計方法

- 厚生労働省のウェブページで公表している検査データを基に集計
  参考：厚生労働省ウェブサイト　https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html

- 検査結果が公表された日付で、各年度毎に集計
  （平成23年度は、平成23年3月を含む）
- ガイドラインで検査対象自治体となっている17都県で、生産・検査された食品を抽出（流通品は含まない）

4　検査の結果②

□ 検査点数（品目別、令和７年度）

栽培/飼養管理が可能な品目群	原木きのこ類	栽培/飼養管理が困難な品目群	加工品等 注1	合計
10,310	1,006	22,462	359	34,137

【栽培/飼養管理が可能な品目群の内訳】

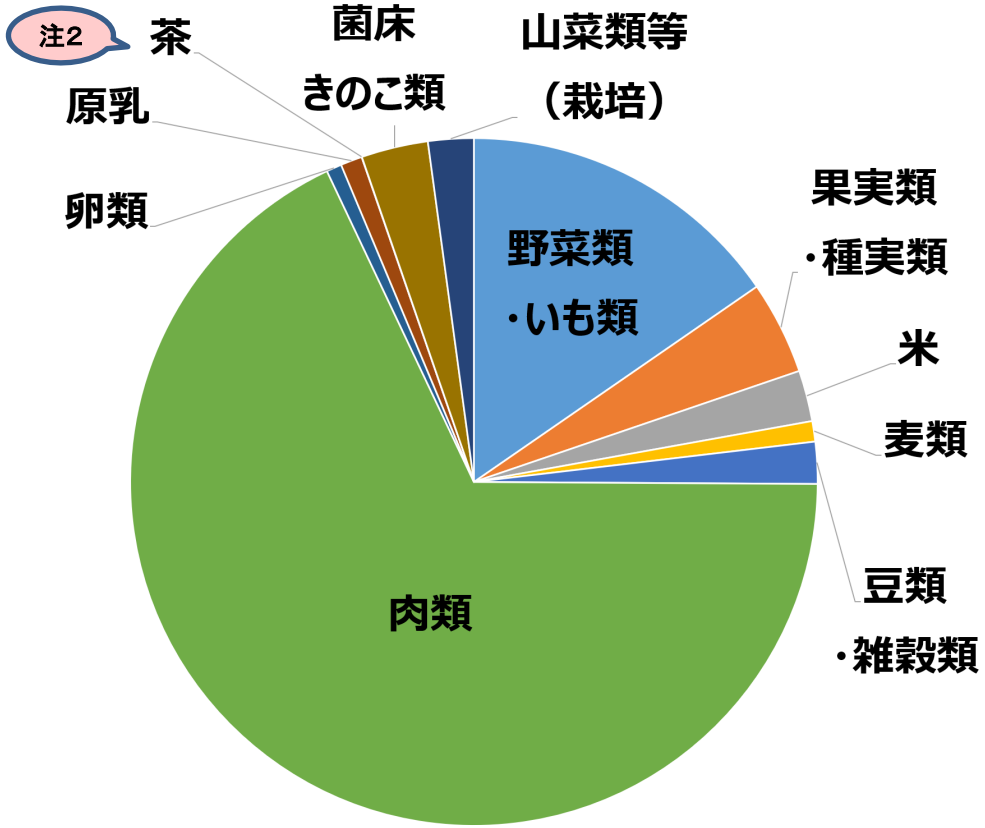

【栽培/飼養管理が困難な品目群の内訳】

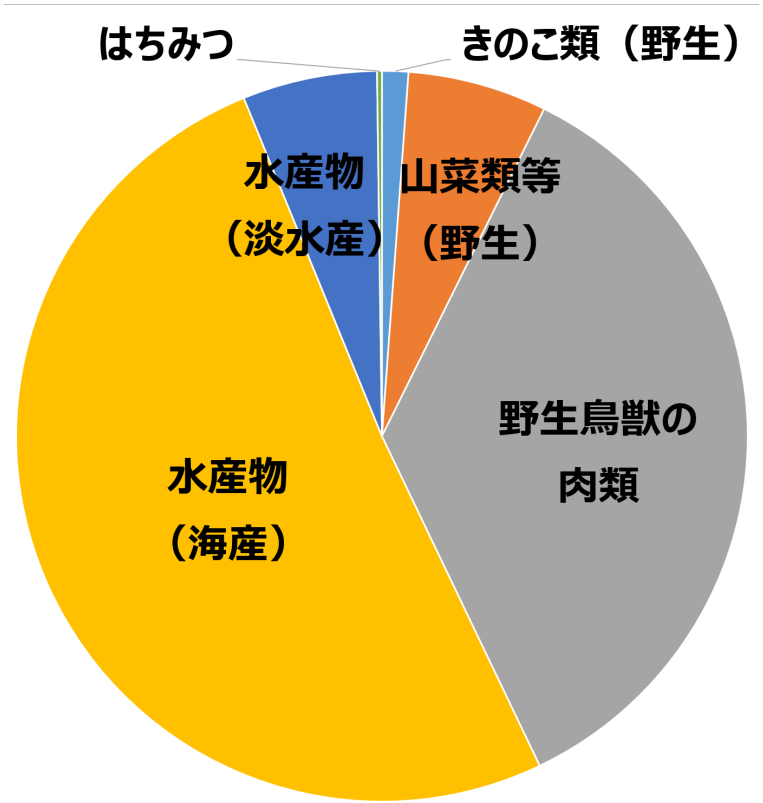

注１：　農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

注２：　飲用状態のもの

4　検査の結果③

□　検査点数の推移

注１　平成23年３月検査分を含む
注２　令和２年度から牛肉の取扱いを見直し、肉類の検査を効率化
　　（肉類の検査点数：約20万点→約２万点）
注３　農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

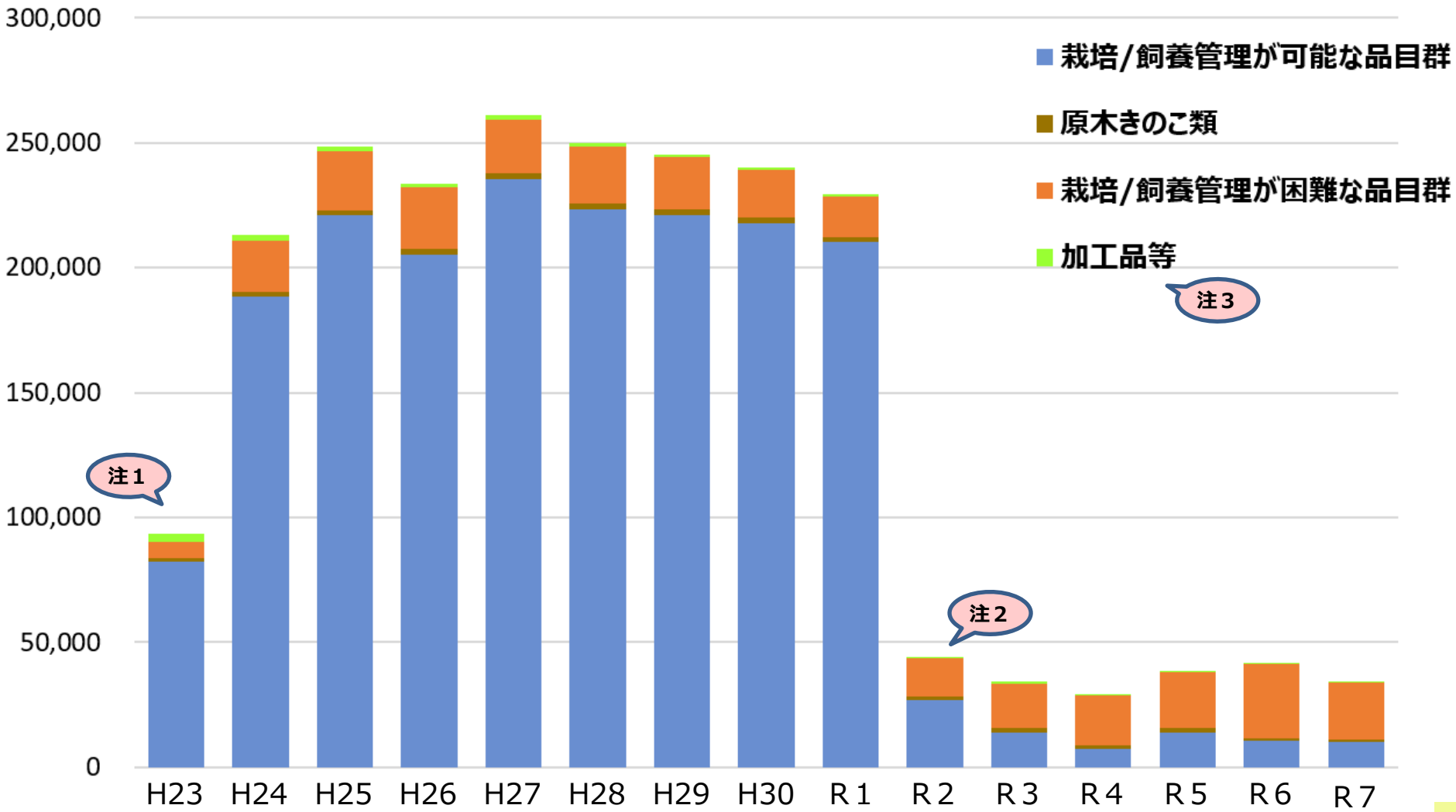

4　検査の結果④

□ 濃度別比率[注1]の推移（栽培/飼養管理が可能な品目群[注2]）

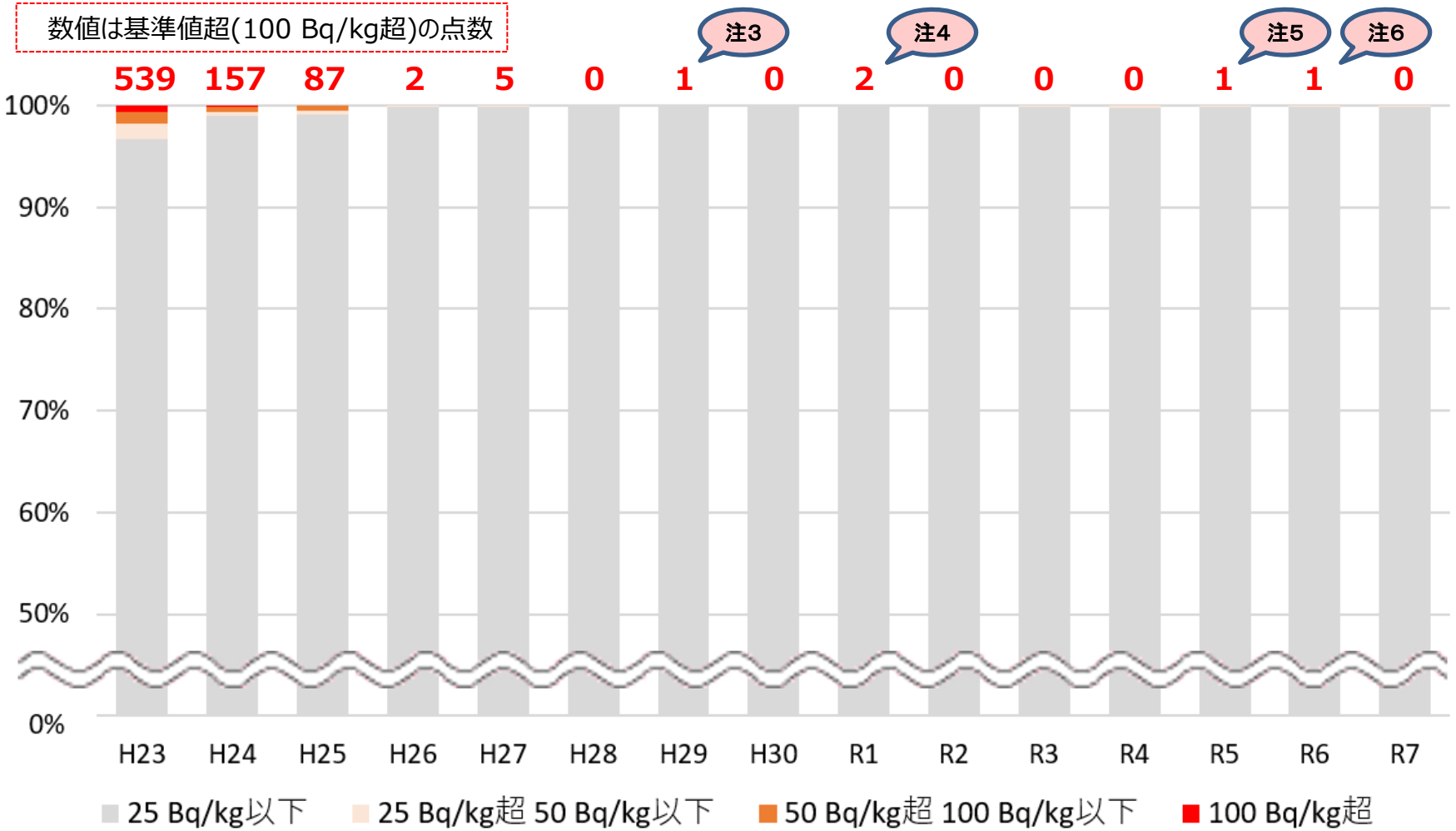

注１：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計
注２：基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く
注３：現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない
注４：現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない
注５：収穫・調製作業において使用した器具から土ぼこり等が玄そばを交差汚染したもの。県は交差汚染防止対策の徹底等を促進。
注６：農家で隔離されていた古い稲わら（平成23年４月に収集したもの）が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。

4　検査の結果⑤

ロ 濃度別比率注の推移（原木きのこ類）

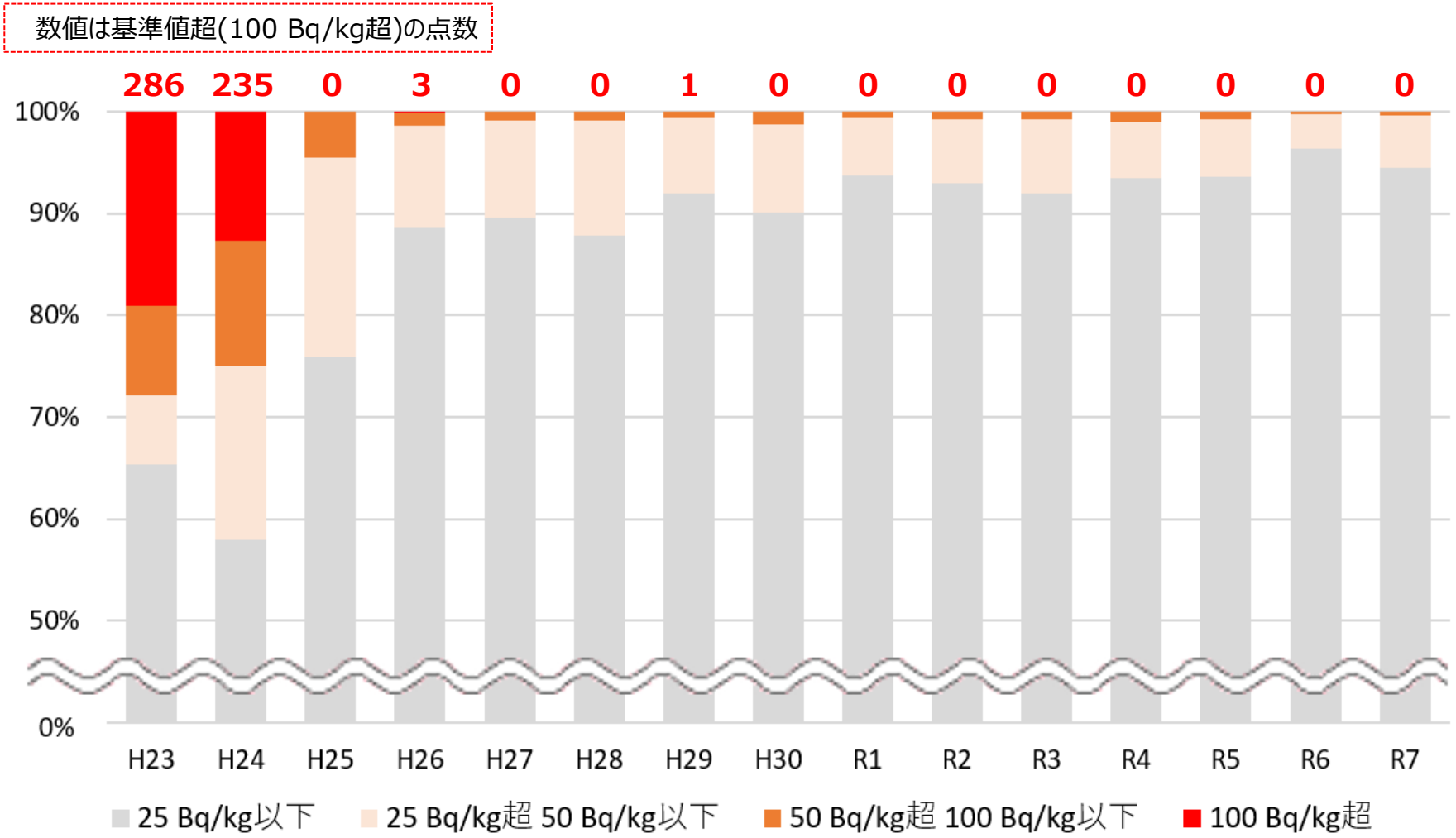

注：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計

4　検査の結果⑥

□ 基準値超が検出された点数[注1]の推移（品目等別）

【栽培/飼養管理が**可能な**品目群】

基準値超が検出された年度のうち、割合が10%超：　、割合が10%以下：

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
野菜・いも類	167 (3.3%)	6 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
果実類・種実類	73 (5.8%)	15 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.1%) 注3	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
米	9 (0.3%)	84 (1.0%)	28 (0.8%)	0 (0%)	2 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
麦類	2 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
豆類・雑穀類	18 (1.9%)	39 (0.5%)	59 (0.7%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.3%) 注5	0 (0%)	0 (0%)
肉類	261 (0.4%)	7 (0.01%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.01%) 注6	0 (0%)
卵類	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
原乳	3 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
茶 注2	–	13 (1.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	–	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
菌床きのこ類	7 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
山菜類等（栽培）	2 (1.7%)	6 (2.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.6%) 注4	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
原木きのこ類	286 (19%)	235 (13%)	0 (0%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.04%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

注１　出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合

注２　H23は茶葉の状態で検査したため除外

注３　現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

注４　現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

注５　収穫・調製作業において使用した器具から土ぼこり等が玄そばを交差汚染したもの。県は交差汚染防止対策の徹底等を促進。

注６　農家で隔離されていた古い稲わら（平成23年４月に収集したもの）が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。

4　検査の結果⑦

□ 濃度別比率注の推移（栽培/飼養管理が困難な品目群）

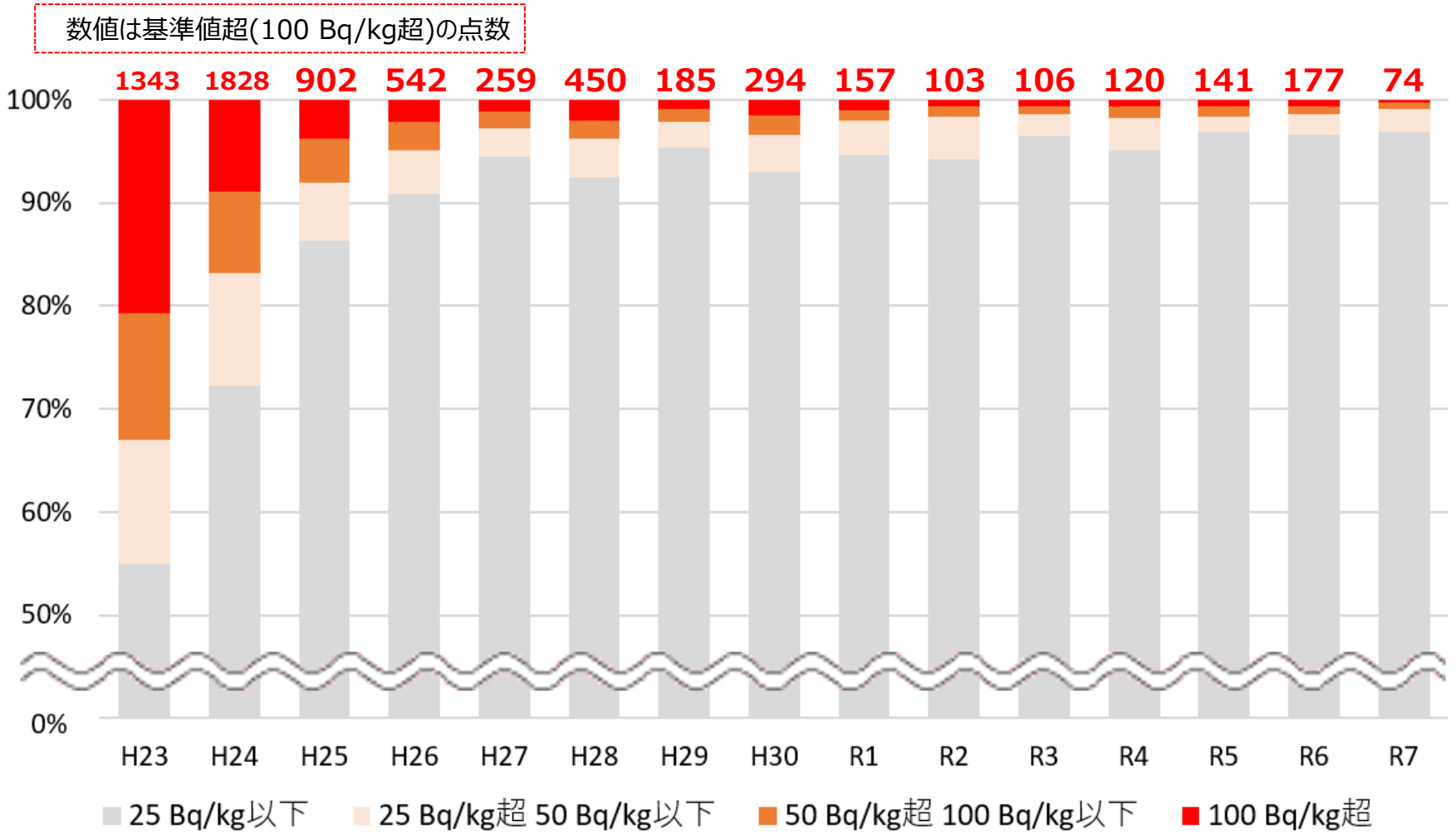

注：検出限界値未満のものは25 Bq/kg以下として集計

4　検査の結果⑧

ロ 基準値超が検出された点数[注1]の推移（品目等別）

【栽培/飼養管理が**困難な**品目群】

基準値超が検出された年度のうち、割合が10%超：　、割合が10%以下：

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
きのこ類（野生）[注2]	36 (13%)	82 (18%)	46 (8.5%)	34 (5.3%)	16 (2.4%)	20 (2.2%)	15 (1.6%)	25 (2.4%)	26 (4.2%)	22 (3.3%)	21 (1.6%)	13 (1.2%)	18 (1.2%)	11 (0.7%)	3 (1.1%)
山菜類等（野生）[注2]	28 (23%)	183 (13%)	138 (5.8%)	59 (2.1%)	63 (2.6%)	41 (1.2%)	29 (1.2%)	98 (3.8%)	58 (3.0%)	39 (2.4%)	27 (1.3%)	39 (0.9%)	35 (1.0%)	40 (0.7%)	23 (1.7%)
野生鳥獣肉類	373 (61%)	491 (40%)	417 (30%)	349 (26%)	166 (19%)	378 (22%)	130 (7.9%)	166 (7.8%)	69 (3.3%)	41 (1.2%)	55 (2.4%)	68 (2.1%)	86 (5.3%)	126 (1.6%)	47 (0.6%)
水産物（海産）	744 (16%)	830 (6.0%)	192 (1.2%)	50 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.01%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
水産物（淡水産）	161 (18%)	240 (7.0%)	109 (3.1%)	50 (1.5%)	14 (0.6%)	11 (0.5%)	11 (0.5%)	5 (0.2%)	4 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0%)	2 (0.1%)	0 (0%)	1 (0.1%)
はちみつ	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

注１　出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合を示す
注２　R7は非破壊検査法による全量検査の結果は含まない
（きのこ類の検査点数：約2千点(R6)→約3百点(R7)、山菜類等の検査点数：約6千点(R6)→約千点(R7)）

４　検査の結果⑨

ロ まとめ

- 放射性物質低減対策の徹底や、時間経過による放射能の減少等により、事故直後と比べると、食品中の放射性物質レベルは全体的に低下。
- 平成30年度以降、栽培／飼養管理が可能な品目群において、基準値超過はほとんどない（令和７年度はなし）。
- 栽培／飼養管理が困難な品目群の一部（野生きのこ類・山菜類や野生鳥獣肉類等）を中心に、安定して基準値を下回ることが確認されるまで引き続き出荷制限等の措置を継続。

（参考）食品から受ける放射線量

□ 流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

- **各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定**
  国民の食品摂取量（国民健康・栄養調査）の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定
  - ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
  - ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- **この測定結果をもとに、食品から人が１年間に受ける放射線量を計算**

＜放射性セシウムから受ける年間の放射線量＞

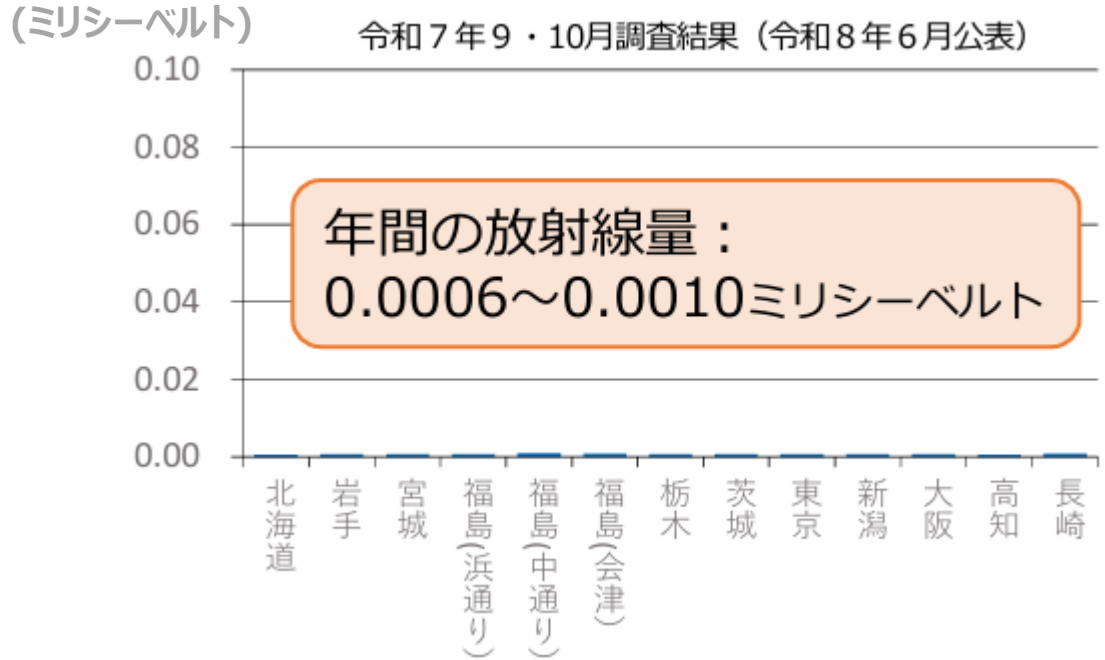

実際の線量は、基準値の設定根拠である年間１ミリシーベルトの0.1%程度

出典：消費者庁ウェブサイト
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_pollution/criterion

（参考）自然界から受ける放射線量

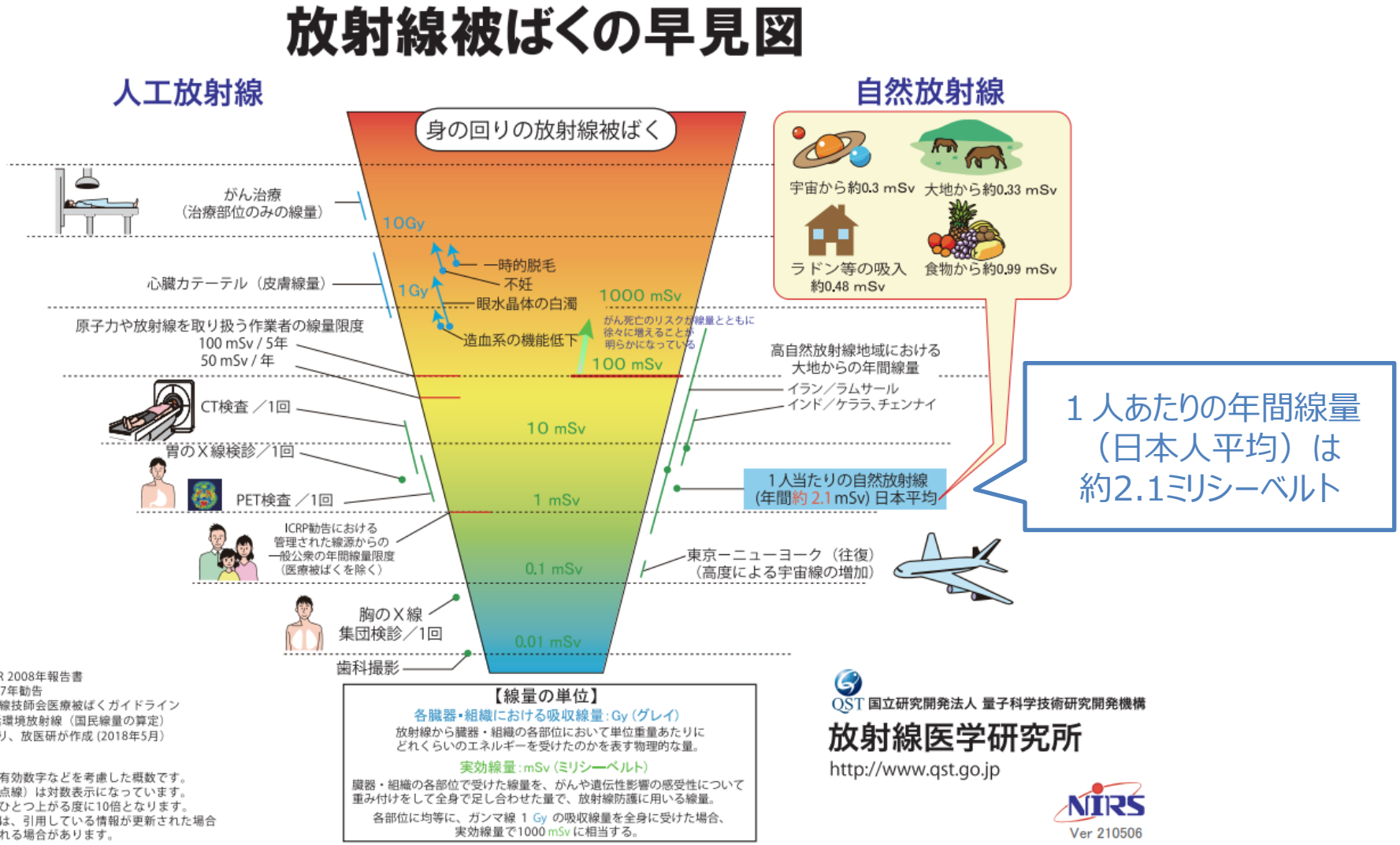

・UNSCEAR 2008年報告書
・ICRP 2007年勧告
・日本放射線技師会医療被ばくガイドライン
・新版 生活環境放射線（国民線量の算定）
などにより、放医研が作成（2018年5月）

【ご注意】
1）数値は有効数字などを考慮した概数です。
2）目盛（点線）は対数表示になっています。
目盛がひとつ上がる度に10倍となります。
3）この図は、引用している情報が更新された場合
変更される場合があります。

食品中の放射性セシウムの摂取によって受ける線量は、
自然界から受ける放射線の線量と比べても、非常に小さい。

出典：消費者庁ウェブサイト
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_pollution/criterion

（参考）水産物中のトリチウム検査

ロ 水産庁では令和4年度から水産物中のトリチウムについて検査を実施

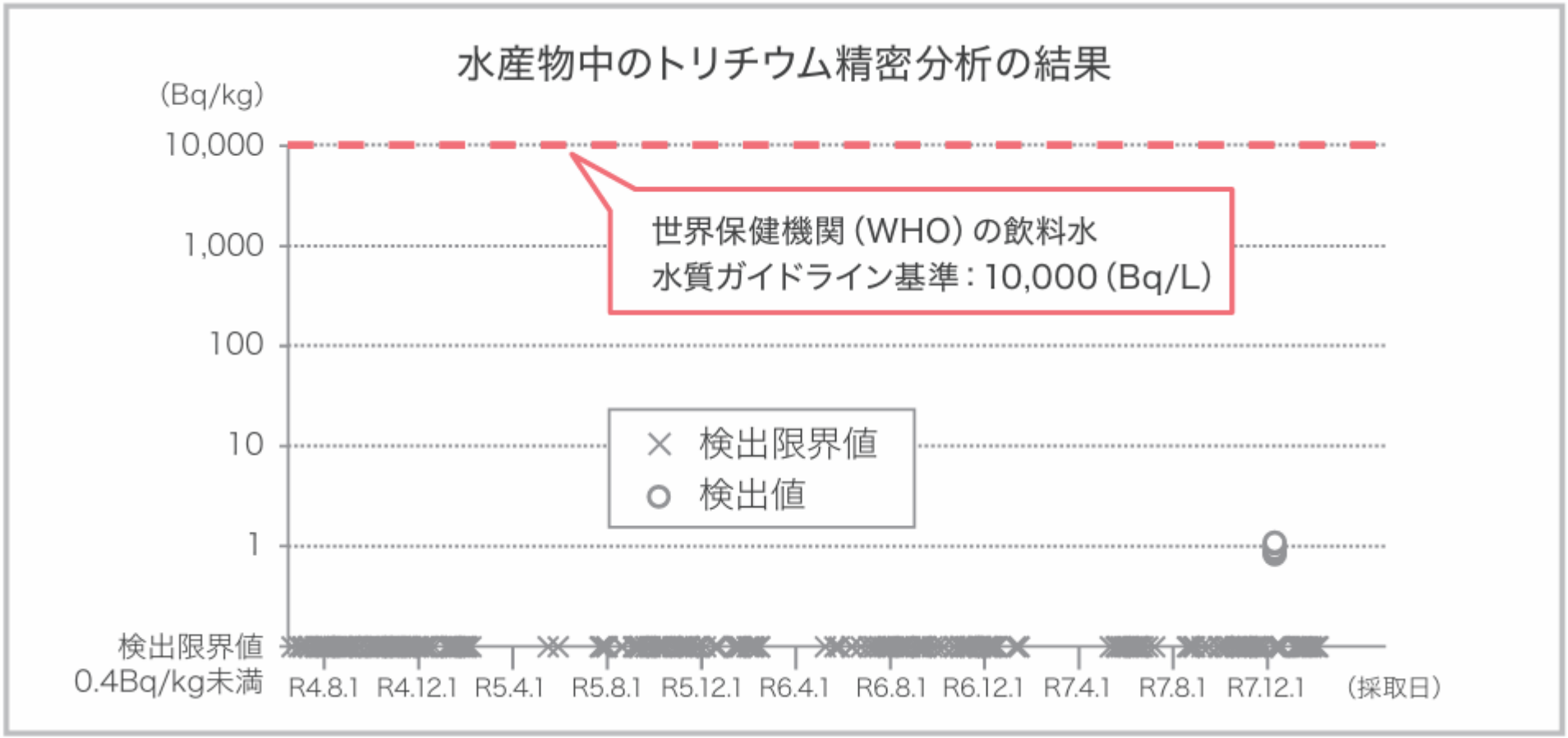

842検体分析した結果、6検体を除き全て検出限界値（0.4 Bq/kg）未満
検出された６検体は、WHOによる 飲料水の基準の１万分の１と非常に低い値

出典：水産庁ウェブサイト
https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/index.html

検査結果の詳細は、農林水産省ホームページをご覧下さい。

食品中の放射性物質の検査結果
（年度別、品目等別、都県別の解析結果）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/radio_nuclide/index.html